

市町村合併の協定項目に係る
アンケート調査結果

(財)地域活性化センター

目 次

基本的協議事項	1
1 新市町村の名称	1
2 新市町村の事務所	3
3 財産の取扱い	8
合併特例法規定項目	9
1 議会の議員の定数及び任期の取扱い	9
2 農業委員会の取扱い	12
3 地方税の取扱い	13
4 地域審議会の設置	14
その他の協議事項	16
1 特別職の取扱い	16
2 一部事務組合の取扱い	17
3 公共施設の使用料の取扱い	18
4 上水道の使用料の取扱い	19
5 下水道の使用料の取扱い	20
6 補助金の取扱い	21
7 町名・字名の取扱い	22
8 国民健康保険の取扱い	23
9 介護保険事業の取扱い	25
10 消防団の取扱い	27
合併協議で大きな議論となった項目	28

基本的協議事項

1 新市町村の名称

名称の決定手続きについて

問) 新市町村の名称決定の手続きについて、あてはまるものすべてに をつけてください。

新市町村の名称決定の手続き	新設
1. 旧市町村内の住民に公募した	28.7%
2. 全国に公募した	63.2%
3. 名称選定の小委員会等を設置し、候補を一つに絞った	3.4%
4. 名称選定の小委員会等を設置し、候補を複数に絞った	72.4%
5. 協議会内には名称選定の小委員会は設置しなかった	21.8%
6. 協議会において、投票により決定した	55.2%
7. 協議会において、投票をせずに決定した	42.5%

新設合併の協議において議論となることが多い協議項目であるため、新設合併を集計対象とした。

本設問は名称決定の手続きのうち、公募（1～2）、名称選定の小委員会（3～5）、協議会における投票の有無（6～7）について、それぞれその実施状況を調査したものであり、表中の数値は、6を例にとると、本設問に回答のあった団体のうち54.5%が協議会において投票を実施したことを示している。

ほとんどの団体が公募をしているが（1及び2）、その範囲は全国とする場合が多い（2）。また、小委員会等の設置は3/4を超えているが（3及び4）、このうち、名称の候補を挙げる際には複数の候補を挙げる場合が多い（4）。

名称決定の際に理由となった事項について

問) 新市町村の名称決定の際に、主に理由となったものにつけてください(は2つまで)。

(件数)

名称選定の際に理由となった事項	新設
1. 人口が大きい市町村の名称とする	3
2. 旧市町村のそれぞれの名称を残す	0
3. 郡の名称等、旧市町村の地域一帯を表す名称である	40
4. 歴史、文化等、地域の特徴を表している	47
5. さわやか、新しいといった、よいイメージがある	15
6. 読み書きが容易である	4
7. 公募で多くの支持を得た名称である	55
8. その他()	8
総計	172

回答団体数 95

回答結果をさらに調べると、公募で多くの支持を得た名称であること(7)を理由とした55件中、併せて回答があった項目として、

地域一帯を示す名称であること(3)を理由とした場合が18件、

地域の特徴を表す名称であること(4)を理由とした場合が18件、

さわやか、新しいといった、よいイメージがある(5)を理由とした場合が5件あった。

その他(8)としては、旧市町村の名称は使用しないこととした、知名度が高い名称とした等の回答があった。

公募で多くの支持を得ていることを理由とする場合が多く(7)、次いで歴史文化等、地域の特徴(4)や郡の名称等、地域一帯を表す名称であること(3)を理由としている場合が多い。

2 新市町村の事務所

事務所の設置方式について

問) 新市町村事務所の設置方式をどのようにしたか、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

事務所の設置方式	新設	編入	総計
1. 本庁方式(行政組織(部・課)を本庁に集約し、支所は主に窓口サービスを行う)	25.8%	48.0%	30.3%
2. 分庁方式(本庁以外に分庁を置き、行政組織(部・課)を各々に振り分ける)	33.0%	12.0%	28.7%
3. 総合支所方式(総務、財政等管理部門の機能を本庁に集約し、その他の行政機能は旧市町村庁舎を総合支所とし、それぞれに置くこととする)	27.8%	36.0%	29.5%
4. 輪番方式(本庁の位置を数年周期で移動する)	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他()	13.4%	4.0%	11.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

その他(5)の回答は、1～3の方式のうちいずれか2つを組み合わせたというものが多。

新設の場合には、特に多くの団体により採用された方式はなく、本庁方式、分庁方式及び総合支所方式の各方式に分かれる結果となっている(1～3)。

編入の場合には、本庁方式(1)が最も多く、次いで総合支所方式が採用されることが多い(3)。

合併協議時の庁舎の状況について

問) の決定の際における、旧市町村の庁舎の状況について、あてはまる数字に をつけてください。

合併協議時の庁舎の状況 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 行政組織を集約できる庁舎があった	45.3%	85.7%	50.9%
2. 行政組織を集約できる庁舎がなかった	47.4%	4.8%	36.6%
3. その他	7.4%	9.5%	12.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

の事務所方式と上表の庁舎の状況との関係は次のとおりである。

(件数)

庁舎の状況と事務所方式との 関係 (のクロス集計、いずれもその 他は除いた)	新設		編入	
	1. 行政組織を 集約できる庁 舎があった	2. 行政組織を 集約できる庁 舎がなかった	1. 行政組織を 集約できる庁 舎があった	2. 行政組織を 集約できる庁 舎がなかった
1. 本庁方式	21	3	9	0
2. 分庁方式	8	24	1	1
3. 総合支所方式	10	11	8	0
総計	39	38	18	1

新設で行政組織を集約できる庁舎があった場合には、本庁方式が最も多く(1)、次いで総合支所方式が採用されている(3)。

また、新設で行政組織を集約できる庁舎がない場合には、分庁方式を採用するケースが多い(2)。

事務所の設置方式の決定理由について

問) の決定の際の考え方について、あてはまる数字に をつけてください(は2つまで)。

新設合併の場合

(件数)

事務所方式の決定理由 (の結果別に集計)	1. 集約できる庁舎があった				2. 集約できる庁舎がなかった			
	1. 本庁方式	2. 分庁方式	3. 総合支所方式	計	1. 本庁方式	2. 分庁方式	3. 総合支所方式	計
1. 業務効率の向上	10	1	0	11	1	0	2	3
2. 経費の節減	7	1	0	8	1	4	0	5
3. 新市町村の統一感を醸成	3	0	1	4	0	0	0	0
4. 既存施設の有効利用	7	3	1	11	0	17	7	24
5. 新庁舎建設までの過渡的な措置	4	0	2	6	0	8	2	10
6. 住民サービスの維持	5	6	10	21	2	10	8	20
7. 交通事情	1	0	1	2	0	0	1	1
8. 合併が旧市町村間で対等な合併であることを強調	0	2	3	5	1	5	0	6
9. その他()	0	1	0	1	0	0	1	1
総計	37	14	18	69	5	44	21	70

回答団体数 20 8 10 38 3 24 11 38

回答団体数が多い、新設合併を集計対象とした。

行政組織を集約できる庁舎があった場合で、本庁方式を採用した理由としては、業務効率の向上を挙げる場合が多く(1)、総合支所方式を採用する理由としては、住民サービスの向上を挙げる場合が多い(6)。

行政組織を集約できる庁舎がない場合で、分庁方式を採用する理由としては、既存施設の有効利用を挙げる場合が多い(4)。

新市町村の事務所の位置について

問) 新市町村の事務所(本庁)位置の決定における考え方について、あてはまる数字に をつけてください(は2つまで)。

(件数)

事務所の位置の決定理由	新設
1. 旧市町村のうち人口規模が大きいところに置く	24
2. 合併市町村の庁舎のうち最適である	43
3. 地理的に新市町村の中心にある	37
4. 交通事情がよい	23
5. 他の官公庁に近い	14
6. その他()	12
総計	153

回答団体数 95

新設合併の場合に問題となる場合が多い協議項目であるため、新設合併を集計対象とした。

その他(6)としては、人口分布の状況から決定したとする回答があった。

合併する旧市町村の中で最適な庁舎であることが理由とされる場合が多く(2)、次いで地理的に新市町村の中心であることを理由とする場合が多い(3)。

新庁舎の建設

問) 新庁舎の建設について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

新庁舎の建設 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 新庁舎建設を合併協議において決定し、場所も決めた	7.2%	0.0%	5.8%
2. 新庁舎建設を合併協議において決定し、場所は合併後の協議とした	12.4%	0.0%	9.9%
3. 新庁舎建設は合併後に検討することとし、当面の間、現在の庁舎を利用することとした	41.2%	8.3%	34.7%
4. 新庁舎は建設しないこととし、現在の庁舎を利用することとした	37.1%	79.2%	45.5%
5. その他()	2.1%	12.5%	4.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

編入合併の場合、その他(8)の主なものは、新庁舎建設を協議項目としなかったとする回答であった。

新設合併の場合には、新庁舎建設は合併後に検討するという場合が多く(3)、編入合併の場合には新庁舎は建設しないとする場合が多い(4)。

3 財産の取扱い

財政調整基金の取扱い

問) 財政調整基金の取扱いについて、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

財政調整基金の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 財政調整基金は、旧市町村が合併時の保有額を持ち寄る	75.5%	95.7%	79.3%
2. 財政調整基金は、旧市町村が定額を持ち寄る(旧市町村がそれぞれ同一金額を持ち寄る)	3.1%	0.0%	2.5%
3. 財政調整基金は、旧市町村が人口に応じて持ち寄る	2.0%	0.0%	1.7%
4. 財政調整基金は、旧市町村が各々の標準財政規模に一定の割合を乗じた金額を持ち寄る	17.3%	0.0%	14.0%
5. その他()	2.0%	4.3%	2.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

編入の場合には、合併時の保有額を持ち寄る場合がほとんどである(1)。

新設の場合にも、合併時の保有額を持ち寄る場合が多いが(1)、このほか、標準財政規模の一定割合を持ち寄る場合が17%程度あり、特徴的である(4)。以下の表は、この場合の一定割合を調べたものであり、5%~20%の間で調整されるケースが多い。

標準財政規模の一定割合とは？	計
1. 5%未満	6.3%
2. 5%~10%未満	56.3%
3. 10%~20%未満	25.0%
4. 20%~25%未満	6.3%
5. その他()	6.3%
総計	100.0%

合併特例法規定項目

1 議会の議員の定数及び任期の取扱い

特例の適用状況について

問) 特例の適用について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

特例の適用状況 (合併形態別に集計)	新設	編入
1. 定数特例を適用した(新設合併)	11.2%	
2. 在任特例を適用した(新設合併)	69.4%	
3. 特例は適用しなかった(新設合併)	19.4%	
4. 定数特例を適用し増員選挙を行うが、増員選挙後、最初の一般選挙では特例定数を適用しない(編入合併)		8.3%
5. 定数特例を適用し増員選挙を行い、かつ、増員選挙後の最初の一般選挙でも特例定数を適用する(編入合併)		12.5%
6. 在任特例を適用するが、最初の一般選挙では特例定数を適用しない(編入合併)		62.5%
7. 在任特例を適用し、かつ、最初の一般選挙で特例定数を適用する(編入合併)		12.5%
8. 特例を適用しなかった(編入合併)		4.2%
総計	100.0%	100.0%

新設合併の場合には、在任特例を適用することが多いが(2)、特例を適用しないとする場合も20%近くある(3)。

編入合併の場合にも、多くの団体で在任特例が適用されているが(6及び7)、このうち一般選挙においても特例定数を適用するとする団体は少ない(7)。

在任特例について

問) 在任特例を適用した市町村のみ、お答えください。

在任特例期間をご記入ください。 ____年 ____ヶ月 (日数は切り捨て)

在任特例の期間 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1ヶ月～6ヶ月	5.9%	15.8%	7.9%
7ヶ月～1年	26.5%	0.0%	20.2%
1年1ヶ月～1年6ヶ月	30.9%	0.0%	23.6%
1年7ヶ月～2年	36.8%	5.3%	29.2%
2年1ヶ月～2年6ヶ月	0.0%	47.4%	12.4%
2年7ヶ月～3年	0.0%	10.5%	2.2%
3年1ヶ月以上	0.0%	21.1%	4.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設合併の場合には、いずれの団体も2年以内の期間としているが、編入合併の場合には、2年を超える期間とする場合が多い。

一般選挙の定数について

問) 議会の議員の一般選挙(特例を適用する場合には特例適用後最初の一般選挙)における議員定数をご記入ください。一般選挙における定数_____人、法定定数_____人(定数は特例適用終了後の一般選挙におけるものをご記入ください)

(件数)

一般選挙の 定数	地方自治法第91条第2項による法定定数(人)									
	14	18	22	26	30	34	38	46	56	64
12	1									
14		3								
16			2							
18		1	6	3						
20			1	2	1					
21				1						
22			6	11	1					
24				8	2					
26				18	3	1				
28					3					
30					11	2				
32						3	1			
33						1	1			
34						6				
38								1		
44								1		
46										
50									1	
53									1	
56										
64										1
総計	1	4	15	43	21	13	2	2	2	1

回答件数が比較的多い法定定数22人~34人の団体を見ると、法定上限数を定数とした団体よりも、法定上限数より少ない定数とした団体の方が多い。

2 農業委員会の取扱い

農業委員会の設置数及び任期の取扱いについて

問) 市町村合併時における、農業委員会の設置数及び任期の取扱いについて、あてはまる数字ひとつをつけてください。

農業委員会の設置数及び任期の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 1つの農業委員会を設置し、在任特例を適用した	82.7%	84.0%	82.9%
2. 1つの農業委員会を設置し、在任特例を適用しなかった	8.2%	0.0%	6.5%
3. 従前の市町村区域を区域としない農業委員会を2つ以上置き、在任特例を適用した	3.1%	0.0%	2.4%
4. 従前の市町村区域を区域としない農業委員会を2つ以上置き、在任特例を適用しなかった	0.0%	4.0%	0.8%
5. 農業委員会を従前の市町村にそれぞれ設置した	5.1%	12.0%	6.5%
6. その他()	1.0%	0.0%	0.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設、編入ともに農業委員会は1つに統合され設置される場合が多いが(1及び2)、この場合には在任特例を適用するケースが多い(1)。

3 地方税の取扱い

問) 地方税の税率調整の考え方について、法人市町村民税の法人税割の税率を例として、お伺いします。あてはまる数字ひとつに をつけてください。

法人市町村民税の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村間で税率が同じであるため、調整しなかった	67.3%	16.0%	56.9%
2. 合併形態が編入なので、編入する市町村の税率に合わせた	0.0%	36.0%	7.3%
3. 旧市町村の中で人口等の規模が大きい市町村の税率に合わせることにした	7.1%	8.0%	7.3%
4. 合併による住民生活の変化を考慮し、旧市町村の中で適用されている税率のうち低い税率に合わせた	6.1%	4.0%	5.7%
5. 産業振興等の政策を考慮し、低い税率に合わせた	1.0%	0.0%	0.8%
6. 財政状況を考慮し、高い税率に合わせた	5.1%	0.0%	4.1%
7. 不均一課税の期間を設定し、この期間中に税率を調整することとした	9.2%	36.0%	14.6%
8. その他()	4.1%	0.0%	3.3%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

地方税の中で、財政状況や産業振興の考え方から税率が異なる場合がある法人市町村民税の法人税割を例として調査したものの。

新設合併の場合のその他(8)としては、旧市町村のうち比較的低い税率とした(従来より低い税率となる旧市町村が多いが、高い税率となる旧市町村もあるという場合)といった回答があった。

新設で税率の調整を要する場合には(2~8)特に調整結果に傾向がみられない。

編入で税率の調整を要する場合には(2~8)編入する市町村に合わせるケース(2)や不均一課税期間を設定しこの期間中に税率調整を行うケースが多い(7)。

4 地域審議会の設置

地域審議会の設置状況

問) 地域審議会の設置について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

地域審議会の設置状況 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 新市町村のすべての地域に地域審議会を設置した	35.1%	4.0%	28.7%
2. 新市町村の一部の地域に地域審議会を設置した	7.2%	48.0%	15.6%
3. 地域審議会を設置しないこととした	52.6%	44.0%	50.8%
4. その他()	5.2%	4.0%	4.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設では、地域審議会を設置しない場合が最も多いが(3)、設置する場合(1及び2)においては、すべての地域に設置するケースが多い(1)。

編入では、地域審議会を設置する場合(1及び2)が設置しない場合(3)より多いが、設置する場合(1及び2)においては、一部の地域に設置するケースが多い(2)。

地域審議会の設置等の理由

問) 前の問いの回答結果となった際の理由について、あてはまる数字に をつけてください(は2つまで)。
(件数)

地域審議会の設置等の理由 (合併形態別・設置状況別に集計)	新設			編入		
	1. すべて の地域 に設置	2. 一部 の地域 に設置	3. 設置し ない	1. すべて の地域 に設置	2. 一部 の地域 に設置	3. 設置し ない
1. 編入合併であり、編入される市町村に配慮し設置した					12	
2. 旧市町村間で人口規模に差があるため設置した	10	3				
3. 旧市町村数が多いため設置した	2					
4. 行政区域の拡大を考慮し設置した	22	1		1		
5. 議員数が減少するため設置した	10	1		1	2	
6. 地域審議会以外の自治組織を設置した			7			1
7. 新市町村の一体感を醸成するため設置しない			23			1
8. 行政組織の簡素化のため設置しない			3			1
9. 議員特例を活用し、住民意見を反映できるので設置しない			19			7
10. 特に設置理由がないため設置しない			16			
11. その他()	4	3	3			5
総計	48	8	71	2	14	15
回答団体数	33	7	49	1	12	11

新設合併の場合のその他(11.)としては、住民要望があった地区に設置したとする回答があり、編入合併の場合のその他(11.)としては、地方自治法138条の4第3項の付属機関を設置するので設置しない、既存住民組織を活用するので設置しないとする回答があった。

新設で、すべての地域に設置する場合においては、行政区域の拡大を考慮したとする理由が多く(4) 設置しないとする場合には、新市町村の一体感を醸成を理由とする場合が多い(7)。

編入で、設置しない場合の理由としては、議員特例の活用により住民意見を反映できるとする場合が多い(9)。

その他の協議事項

1 特別職の取扱い

問) 合併により失職する旧市町村の常勤特別職(助役、収入役、教育長)の取扱いについて、お聞きします。合併協議会における協議時の決定事項について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

特別職の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. すべてあるいは一部の常勤特別職を新市町村の顧問、参与等とすることを提案した	3.1%	0.0%	2.5%
2. 新市町村に顧問、参与等は置かないことを提案した	3.1%	4.0%	3.3%
3. 合併までに旧市町村の長の協議により、決定することとした	8.2%	72.0%	21.3%
4. 協議事項としなかった(合併により失職)	79.4%	24.0%	68.0%
5. その他()	6.2%	0.0%	4.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設では、協議事項としない場合が多く(4)、編入では、合併までに旧市町村長の協議によるとする場合が多い(3)。

2 一部事務組合の取扱い

問) 合併する旧市町村以外の市町村と構成する一部事務組合等(ただし、都道府県内のすべての市町村が加入しているような一部事務組合等は除きます)の取扱いについて、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

一部事務組合の取扱い (合併形態別に集計)	新設
1.このような一部事務組合等はなかったため、調整の必要がなかった	6.2%
2.このような一部事務組合等については、すべて新市町村として再加入した	45.4%
3.新市町村として再加入したものと新市町村の事務としたものがある	38.1%
4.このような一部事務組合等の事務はすべて新市町村の事務とした	4.1%
5.その他()	6.2%
総計	100.0%

編入合併の場合には、編入される市町村が一部事務組合を脱退し、編入する市町村に合わせるケースが多いため、新設合併を集計対象とした。

すべて新市町村として再加入したとする場合が多いが(2)、一部事務組合の事務を新市町村の事務とする場合も見られる(3及び4)。この新市町村事務としたものとは、主に、消防、し尿処理、介護保険事務、斎場運営、学校事務などである。

3 公共施設の使用料の取扱い

公共施設の使用料の調整について

問) 同種でありながら料金が異なる公共施設の使用料の調整をどのようにしたか、合併協議会における協議結果について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

公共施設の使用料の調整 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 施設内容や建設経緯が異なるため、現行どおりとした	29.6%	37.5%	31.1%
2. 当面、現行のとおりとし、新市町村において調整することとした	40.8%	25.0%	37.7%
3. 同種の公共施設については、合併前に料金を統一したものがあ	26.5%	20.8%	25.4%
4. その他	3.1%	16.7%	5.7%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設では、当面、現行どおりとし、新市町村において調整するケースが多いが(2)、合併前に料金を統一した場合も1/4を超えている(3)。

この設問において、3と回答した場合における、調整の考え方は次のとおりである。

(件数)

調整の考え方 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村のうち低い料金に合わせた	6	0	6
2. 旧市町村のうち高い料金に合わせた	0	1	1
3. 旧市町村の平均値程度に設定した	3	0	3
4. 編入する市町村の料金に合わせた	0	2	2
5. 人口が大きい市町村の料金に合わせた	1	0	1
6. 施設種別により1.～5.を使い分けた	7	0	7
7. その他()	2	0	2
総計	19	3	22

4 上水道の使用料の取扱い

問) 上水道の使用料の調整をどのようにしたか、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

上水道の使用料の調整 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村の使用料に差異がなく、現行どおりとした	7.1%	8.0%	7.3%
2. すべての水道料金を統一した	25.5%	40.0%	28.5%
3. 上水道や簡易水道等、事業種別ごとに統一料金を設定した	8.2%	8.0%	8.1%
4. 上水道や簡易水道等があり、統一料金を設定したのもあれば、設定しないものもある	6.1%	8.0%	6.5%
5. 統一料金は新市町村において調整することとした	42.9%	20.0%	38.2%
6. その他()	10.2%	16.0%	11.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

その他(6)のうち主なものは、料金の統一をせず当面現行どおりとするもの。

新設では、統一料金を新市町村において調整することとした場合が多いが(5)、4割近い団体が統一料金に向け、何らかの調整を行っている(2~4)。

編入では、すべての水道料金を統一したとした場合が多く(2)これを含め、半数を超える団体が統一料金に向け、何らかの調整を行っている(2~4)。

この設問において、2~4と回答した場合における、調整の考え方は次のとおりであるが、新設では、旧市町村のうちいずれかの料金に合わせる場合より、新料金を設定したとする場合が多い(6)。

(件数)

調整の考え方 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村のうち低い料金に合わせた	10	0	10
2. 旧市町村のうち高い料金に合わせた	2	1	3
3. 旧市町村の平均値程度に設定した	5	0	5
4. 編入する市町村の料金に合わせた	0	8	8
5. 人口が大きい市町村の料金に合わせた	1	1	2
6. 旧市町村のいずれかに合わせるのではなく、新料金を設定した	17	1	18
7. その他()	3	0	3
総計	38	11	49

5 下水道の使用料の取扱い

問) 下水道等、生活排水処理施設の使用料について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

下水道等の使用料の調整 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村の使用料に差異がなく、現行どおりとした	10.1%	0.0%	8.0%
2. 合併までに生活排水処理施設について、施設種別に関わらず、共通の使用料を設定した	23.6%	16.7%	22.1%
3. 合併までに複数種類の生活排水処理施設について、施設種別ごとに共通の使用料を設定した	6.7%	12.5%	8.0%
4. 合併までに複数種類の生活排水処理施設のうち、使用料を統一したのもあれば、統一しなかったものもある	6.7%	12.5%	8.0%
5. 統一料金は新市町村において調整することとした	41.6%	33.3%	39.8%
6. その他()	11.2%	25.0%	14.2%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

その他(6)のうち主なものは、料金の統一をせず当面現行どおりとするもの。

新設では、統一料金を新市町村において調整することとした場合が多い(5)が、4割近い団体が統一料金に向け、何らかの調整を行っている(2~4)。

編入でも、統一料金を新市町村において調整することとした場合が多い(5)が、4割を超える団体が統一料金に向け、何らかの調整を行っている(2~4)。

この設問において、2~4と回答した場合における、調整の考え方は次のとおりであるが、新設では、新料金を設定する場合(6)と旧市町村のうち低い料金に合わせる場合(1)とに分かれている。

(件数)

調整の考え方 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村のうち低い料金に合わせた	10	0	10
2. 旧市町村のうち高い料金に合わせた	0	1	1
3. 旧市町村の平均値程度に設定した	4	0	4
4. 編入する市町村の料金に合わせた	0	7	7
5. 人口が大きい市町村の料金に合わせた	6	0	6
6. 旧市町村のいずれかに合わせるのではなく、新料金を設定した	12	0	12
7. その他()	1	1	2
総計	33	9	42

6 補助金の取扱い

問)旧市町村において独自の補助金がある場合の調整について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

補助金の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 合併までにすべて調整することとした	5.2%	12.5%	6.6%
2. 合併までにできるだけ調整することとした	49.5%	37.5%	47.1%
3. 合併後に調整することとした	39.2%	37.5%	38.8%
4. その他	6.2%	12.5%	7.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

その他(4)の主な回答としては、新設合併の場合には、現行どおり存続させるというものが、編入合併の場合には、補助金の実績、内容に応じて調整するというものが多かった。

新設では、半数を超える団体が、合併までに何らかの調整を行っている(1~2)が、合併後の調整とした団体も4割近い(3)。

編入では、半数の団体が、合併までに何らかの調整を行っている(1~2)が、合併後の調整とした団体も4割近い(3)。

7 町名・字名の取扱い

問) 町名・字名の取扱いをどのようにしたか、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

町名・字名の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 原則として従前のとおりとした(同一の町名・字名のみ調整した場合や名称から「大字」「字」を削った場合を含む)	70.1%	44.0%	64.8%
2. 町名あるいは字名に旧市町村の区域に応じて旧市町村名を付した	16.5%	8.0%	14.8%
3. 新市町村の一部の区域について、町名あるいは字名に旧市町村名を付した	11.3%	36.0%	16.4%
4. その他()	2.1%	12.0%	4.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設では、7割の団体が従前のとおりとしている(1)。

編入でも、従前のとおりとする場合が多いが(1)、一部の区域に旧市町村名を付したとする場合も1/3を超えている(3)。

これらの調整の考え方については次のとおりである。

新設で従前のとおりとした場合には、住民が使い慣れていることを理由とするケースが多いが(1)、新市町村の一体感を重視し、旧市町村名称はできる限り使用しないとする場合もあり、特徴的である(2)。

また、新設、編入ともに、一部で旧市町村名を付した場合には、住民の要望を反映したとするケースが多い(5)。

(件数)

調整の考え方 (町名・字名の取扱い別に集計)	新設			編入		
	1. 従前のとおり	2. 旧市町村名を付した	3. 一部で旧市町村名を付した	1. 従前のとおり	2. 旧市町村名を付した	3. 一部で旧市町村名を付した
1. 住民が使い慣れている	41	8	0	9	0	1
2. 新市町村の一体感を重視し、旧市町村名称はできる限り使用しない	13	0	1	0	0	0
3. 新市町村名に名称が残らないことに配慮した	1	0	1	0	0	1
4. 知名度の高い地名があった	1	2	1	0	0	0
5. 住民の要望を反映した	5	6	5	2	1	5
6. その他()	5	0	1	0	0	2
総計	66	16	9	11	1	9

8 国民健康保険の取扱い

保険料率の取扱いについて

問) 保険料率の統一について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

保険料率の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村の保険料に差異がなく、現行どおりとした	0.0%	0.0%	0.0%
2. 合併までに保険料率を統一し、合併時から統一保険料率を適用した	31.9%	8.0%	26.9%
3. 合併協議時に統一した保険料率を決定したが、合併後一定期間は不均一な保険料率を適用し、統一保険料率はその後に適用した	17.0%	44.0%	22.7%
4. 合併後一定期間は不均一な保険料率を適用することとし、統一した保険料率は合併後に調整のうえ決定することとした	43.6%	44.0%	43.7%
5. その他()	7.4%	4.0%	6.7%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設、編入ともに、合併までに保険料率を統一した場合(2及び3)が50%前後となっている。

この設問において、2あるいは3と回答した場合における、調整の考え方は次のとおりである。新設合併においては、医療費とのバランスから算定される場合が多い(1)。

(件数)

調整の考え方 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 合併後の医療費とのバランスから算定した	34	1	35
2. 旧市町村のうち、低い保険料率に合わせた	5	2	7
3. 旧市町村の平均値程度の保険料率にした	6	0	6
4. 編入する市町村の保険料率に合わせた	0	7	7
5. 人口が大きい市町村の保険料率に合わせた	1	0	1
6. その他	2	0	2
総計	48	10	58

給付内容の取扱いについて

問) 給付内容の調整の考え方について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

給付内容の調整の考え方 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 給付内容は高い水準に合わせるとの方針により、旧市町村の中で高い水準とする	27.2%	16.7%	25.0%
2. 新市町村における事業収支や高齢化を考慮し、旧市町村の中で低い水準とする	2.2%	0.0%	1.7%
3. 旧市町村の平均値程度の水準とする	13.0%	4.2%	11.2%
4. 編入する市町村の水準とする	0.0%	70.8%	14.7%
5. 旧市町村のうち、人口等の規模が大きい市町村の水準とする	2.2%	0.0%	1.7%
6. 旧市町村の給付内容に差異がないので、現行どおりとする	41.3%	4.2%	33.6%
7. 当面、現行どおりとし、合併後に検討することとする	6.5%	4.2%	6.0%
8. その他()	7.6%	0.0%	6.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設では、現行どおりとする場合が多く(6)、次いで旧市町村の中で高い水準に合わせるとする場合が多い(1)。

編入では、編入する市町村の水準とする場合が多く(4)、次いで旧市町村の中で高い水準に合わせるとする場合が多い(1)。

9 介護保険事業の取扱い

保険料率の取扱いについて

問) 保険料の統一について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

保険料率の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 旧市町村の保険料に差異がなく、現行どおりとした	35.1%	8.3%	29.7%
2. 合併までに統一保険料を決定し、不均一保険料を一 定期間適用し、統一保険料は事業計画策定後に適用	8.5%	8.3%	8.5%
3. 合併後一定期間は不均一保険料を適用し、統一保 険料は合併後の事業計画策定時に調整	40.4%	62.5%	44.9%
4. その他	16.0%	20.8%	16.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

その他(4)のうち主なものは、新設合併の場合には、合併時から統一保険料率を適用したというもの、編入合併の場合には、編入する市町村に合わせ保険料率を統一し、合併時から適用したというものである。

新設、編入ともに、合併後一定期間は不均一保険料を適用し、統一保険料は合併後の事業計画策定時に調整とする場合が多い(3)。

この設問において、2と回答した場合における調整の考え方は次のとおりである。新設合併においては、給付とのバランスが考慮される場合が多い(1)。

(件数)

調整の考え方 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 給付とのバランスを考慮	6	1	7
2. 旧市町村のうち、低い保険料率に合わせた	0	1	1
3. 旧市町村の平均値程度の保険料率にした	1	0	1
4. 編入する市町村の保険料率に合わせた	0	2	2
5. 人口が大きい市町村の保険料率に合わせた	0	0	0
6. その他()	1	0	1
総計	8	4	12

給付内容の取扱いについて

問) 給付内容の調整の考え方について、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

給付内容の調整の考え方 (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 給付内容は高い水準に合わせるとの方針により、旧市町村の中で高い水準に合わせる	2.1%	4.0%	2.5%
2. 新市町村における事業収支や高齢化を考慮し、旧市町村の中で低い水準に合わせる	0.0%	0.0%	0.0%
3. 旧市町村の平均値程度の水準とする	6.3%	0.0%	5.0%
4. 編入する市町村の水準に合わせる	0.0%	64.0%	13.3%
5. 旧市町村のうち、人口等の規模が大きな市町村の水準に合わせる	0.0%	0.0%	0.0%
6. 旧市町村の給付内容に差異がないので、現行どおりとする	66.3%	16.0%	55.8%
7. 当面、現行どおりとし、合併後の事業計画策定時に調整する	17.9%	16.0%	17.5%
8. その他()	7.4%	0.0%	5.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

新設では、現行どおりとする場合が多く(6)、これに次いで、合併後の事業計画策定時に調整するとする場合が多い(7)。

編入では、編入する市町村の水準に合わせるとする場合が多く(4)、これに次いで、現行どおりとする場合(6)、合併後の事業計画策定時に調整するとする場合が多い(7)。

10 消防団の取扱い

問) 消防団の取り扱いについて、あてはまる数字ひとつに をつけてください。

消防団の取扱い (合併形態別に集計)	新設	編入	総計
1. 合併までに分団組織等を再編し、統合した	26.1%	21.7%	25.2%
2. 合併までに統合したが、分団組織等は現行どおりとした	46.7%	39.1%	45.2%
3. 合併までに統合したが、分団組織等の再編は合併後に調整することとした	15.2%	30.4%	18.3%
4. その他()	12.0%	8.7%	11.3%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

その他(4)の主なものは、新設・編入合併ともに、当面現行のとおりとするものである。このほか、新設合併においては、6団を2団にした、旧市町村のうち一部の市町村において組織再編をし、統合したという回答もあった。

新設、編入ともに、合併までに統合するが、分団組織等は現行どおりとする場合が多い(2)。

合併協議で大きな議論となった項目

問) 合併協議会において、大きな議論となった主な協議項目について、あてはまる数字に をつけてください(は2つまで)。

(件数)

合併協議で大きな議論となった項目	新設	編入	総計
1. 合併の方式(新設・編入)	2	3	5
2. 合併の期日	8	3	11
3. 新市町村の名称	31	2	33
4. 事務所の位置	30	0	30
5. 財産の取扱い	6	1	7
6. 議会の議員の定数及び任期	53	10	63
7. 農業委員会の定数及び任期	0	0	0
8. 地方税の取扱い	1	3	4
9. 地域審議会の取扱い	5	4	9
10. 新市町村の建設計画	13	5	18
11. 特別職の取扱い	1	0	1
12. 条例規則の取扱い	0	0	0
13. 一部事務組合等の取扱い	5	0	5
14. 使用料・手数料等の取扱い	5	2	7
15. 公共的団体の取扱い	1	0	1
16. 補助金・交付金の取扱い	2	0	2
17. 国民健康保険の取扱い	2	1	3
18. 介護保険の取扱い	1	0	1
19. その他()	8	3	11
総計	174	37	211

回答団体 96 23 199

その他(19)としては、新設・編入合併共通のものとしては、町名・字名の取扱い、保育事業の取扱いがある。このほか、新設合併の場合には、行政区や通学区域、行政連絡員の取扱いといった回答があった。

新設・編入合併ともに議会の議員の定数及び任期を挙げる場合(6)が多い。また、新設合併の場合には新市町村の名称や事務所の位置といった回答が多い(3及び4)。これらは、合併協議において一般的に大きな議論となる項目であるといえるが、本設問が回答を2つまでと限定していることを考えると、これら以外の、少数回答であった項目にも注目すべきであり、地域審議会や一部事務組合、使用料・手数料の取扱い等の項目も、当該地域の実状により、大きな議論となる場合があることがわかる。